

〇 〇 〇 町 会 規 約

第1章 総則

第1条（名称）この会は、〇〇町会と称する。

第2条（区域）この会は、〇〇町の全域に住所を有する者をもって構成する。

第3条（事務所の所在地）この会は、事務所を会長宅に置く。

第2章 目的

第4条（目的）この会は、その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とする。

第5条（事業）この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）保健体育に関する事項（体育部）
- （2）環境、衛生、生活に関する事項（衛生部）
- （3）防火、防犯、交通安全に関する事項（消防部）
- （4）文化、教養に関する事項（女性部）
- （5）会員相互の連絡事項に関する事項（庶務部）
- （6）公会堂の管理運営に関する事項
- （7）文化財の維持管理に関する事項
- （8）青少年の健全育成に関する事項
- （9）その他会員の福祉に関する事項（厚生部）

第3章 会員

第6条（会員）第2条に定める区域に住所を有する個人は、すべてこの会の会員になることができる。

第7条（会費）会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

第4章 役員

第8条（役員）この会に、次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 2名
- （3）理事 11名
- （4）部長 若干名
- （5）会計 1名
- （6）監事 2名

第9条（役員の選出）役員の選出は、理事会の過半数の推薦により総会で承認する。
ただし、監事は、他の役員と兼ねることができない。

第10条（役員の義務）

- （1） 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- （2） 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- （3） 理事は、この会の事業を執行する。
- （4） 会計は、この会の会計事務を処理する。
- （5） 監事は、この会の業務及び会計を監査する。
- （6） 部長は、所轄部を運営し、かつ、庶務会計を司る。

第11条（役員の任期） この会の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

第5章 会議

第12条（会議の種類） この会の会議は、総会及び理事会とする。総会は、通常総会と臨時総会とする。

第13条（会議の構成）

- （1） 総会は、会員をもって構成する。
- （2） 理事会は、会長、副会長、理事及び会計、部長をもって構成する。

第14条（権能）

1. 総会は、次の事項を議決する。
 - （1） 事業計画及び収支予算に関すること。
 - （2） 事業報告及び収支決算に関すること。
 - （3） 規約の制定改廃に関すること。
 - （4） 役員の選任及び解任に関すること。
 - （5） その他この会の運営に係る重要事項に関すること。
2. 理事会は、次の事項を議決する。
 - （1） 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - （2） 総会に付議すべき事項に関すること。
 - （3） その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

第15条（通常総会） 通常総会は、毎年1回開催する。

第16条（臨時総会） 臨時総会は、必要に応じて開催することができる。または、会員の5分の1以上、若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

第17条（理事会） 理事会は、会長が必要と認めたときに開催する。

第18条（召集）

1. 総会及び理事会は、会長が招集する。
2. 会長は、第16条の規定による請求があったときは、その日から10日以

内に臨時総会を招集しなければならない。

3. 総会及び理事会を招集する場合は、会員に対し、会議の目的たる事項日時及び場所を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前に通知しなければならない。ただし、理事会については、会長が緊急に開催する必要があると認めたときは、この限りでない。

第19条（議長）

1. 総会の議長は、会長又は、指名された者があたる。
2. 理事会の議長は、会長、又は、指名された者があたる。

第20条（定足数） 会議は、総会においては総会員、理事会においては、理事の現在数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第21条（議決）

1. 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決する。
2. 理事会議事は、出席理事の過半数をもって決する。
3. 可否同数のときは、議長がこれを決する。この場合において、議長は、会長として議決に加わる権利を有しない。

第22条（書面表決） やむを得ない理由のため、会議に出席できない会員及び役員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の適用については会議に出席したものとみなす。

第23条（議事録）

1. 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は役員の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は役員の氏名
(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には議長及び出席した会員又は役員の中からその会議において選出された議事録署名人2名以上が署名しなければならない。

第6章 資産及び会計

第24条（資産の構成） この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費

- (2) 寄付金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる収入
- (5) その他の収入
- (6) 別表に掲げる資産

第25条（資産の管理）

1. 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により定める。
2. 別表に掲げる資産は、これを処分し、又は、担保に供することができない。
ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を得て、これを処分し、又は担保に供することができる。

第26条（経費の支弁） この会の経費は、資産をもって支弁する。

第27条（事業計画及び収支予算） この会の事業計画及び収支予算は、総会の議決により定める。

第28条（事業報告及び収支決算） この会の事業報告及び事業決算は、事業年度終了後2か月以内にその年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

第29条（事業年度） この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 規約の変更

第30条（規約の変更） この規約は、総会において出席会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

附 則

（施行期日） この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。